

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商
産業省令第77号）に基づく品質管理の方法の細目

分類番号

8

事業の区分：抵抗体温計（抵抗体温計を製造する事業）

令和7年1月15日制定

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 赤澤 亮正

1. 材料、部品等の購買

次表に掲げる材料、部品等について、その品質、受入検査方法及び保管方法を社内規格で具体的に規定し、その規定内容は次表に掲げる内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に実施していること。

材料、部品等名	品 質	受入検査方法	保管方法
1. プリント回路 (感温素子を含む)	1. 銘柄、種類、形状、寸法、外観、性能	左記の品質項目について検査を行い、受け入れていること。 ただし、次のいずれかによって実施してもよい。 (1) 試験成績表の確認 (2) 購入先の品質が長期間安定していることが確認できる場合 銘柄の確認	必要に応じてロットの区分を明確にして保管していること。
2. 表示器	2. 銘柄、種類、形状、寸法、外観		
3. ケース	3. 銘柄、種類、形状、寸法、外観、材質		
4. 電池又は電源ユニット	4. 銘柄、種類、形状、寸法、外観、電圧（電池の場合）、電気的特性（電源ユニットの場合）		

備考1 当該工場等が製造する製品の種類、製造方法等に応じて、表中の材料、部品等のうちの必要とするものについて社内規格で規定していること。

2 外注工場に行わせている工程に係る材料、部品等については、外注工場で直接調達してもよい。

2. 工程管理

次表に掲げる工程（外注工程を除く。）について、各工程で要求する管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法を社内規格で具体的に規定し、その規定内容は次表に掲げる内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に実施していること。

工程名	管理項目	品質特性	管理方法及び検査方法
④⑤ 1. 部分組立（プリント回路、表示器、電池又は電源ユニット等の取付、配線） 2. 総合組立 3. 最終調整	1. 取付方法、取付順序、取付位置 2. 組立方法、組立順序 3. 調整方法、調整順序	1. 外観、形状 2. 外観、形状 3. 外観、表示性能	[共通事項] 次に規定する品質特性についての記録をとっていること。

備考1 工程の順序は、表に示した順序どおりでなくてもよい。

- ④⑤ の工程については、外注してもよい。ただし、外注した場合は、この細目に示す管理項目及び品質特性に対する外注管理の取り決め並びに外注品の受入検査方法及び保管方法を社内規格で具体的に規定し、その規定内容は表に掲げる内容を満足していること。また、外注先の管理状況及び外注品の品質を適確に把握していること。
3. 最終調整の工程の管理項目及び品質特性については、1. 部分組立～2. 総合組立の工程で実施してもよい。ただし、その場合は総合組立後においてもその品質特性が変わらないことが明らかであること。
- 必要な品質特性について工程能力指数を把握して適切な管理を行っていること。

3. 完成品管理

完成品の型式・種類に応じて、特定計量器検定検査規則の第七条から第十五条までに規定する品質及び次表に掲げる品質のうちの該当する品質並びに完成品検査方法及び完成品保管方法について社内規格で具体的に規定し、その内容は特定計量器検定検査規則に規定している内容及び次表に掲げる内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に実施していること。

設備名	管理方法
1. 製造設備 (1) 組立設備 (2) 調整設備 2. 検査設備 (1) 基準ガラス製温度計又は体温計用 基準電気式温度計 (2) 検査槽 ⊕(3) 恒温恒湿槽 ⊕(4) 直流電源 ⊕(5) 熱的衝撃試験機 ⊕(6) 防浸試験装置 ⊕(7) 機械的耐衝撃試験装置	①製造設備は、特定計量器検定検査規則に規定された品質を確保するのに必要な性能を持ったものであること。 ②検査設備は、特定計量器検定検査規則に規定された品質を試験・検査できる設備であること。 ③製造設備及び検査設備について、特定計量器検定検査規則に規定された品質を確保するのに必要な性能及び精度を保持するための点検、保守、校正などの基準を定めていること。

備考1 外注を行っている製造工程の製造設備は保有していなくてもよい。

2 ⊕の検査設備については、検査を外注している場合にあっては保有していなくてもよい。

3 検査設備は、各試験を共用して行える一体形設備又は兼用設備でもよい。

5. 実地検査

5. 1 完成品の品質

(1) 実施場所：当該工場等

(2) サンプルングの時期：完成品検査終了後

(3) サンプルングの場所：検査場又は完成品倉庫

(4) サンプルングの方法：ランダムサンプルング

(5) サンプルの個数：検査に必要な個数

(6) 検査項目：(a) 器差

(b) 構造の一部（詳細構造図との照合を含む。）

なお、検査設備を保有していない検査項目にあっては、検査を公的機関に依頼すること。

(7) 合否の判定：特定計量器検定検査規則の規定を満足したものを合格とする。

5. 2 製品の工程遡及可能性 完成品から材料、部品等まで、製品の工程遡及が可能などうかを調べる。

備考1 製品の工程遡及は、サンプリングした完成品から指定したもので行う。

2 製品の工程遡及は、一完成品について、これに用いられる本細目の 1. 材料、部品等の購買に規定する材料、部品等のうちから任意に選定した一材料又は一部品等まで行い、工程遡及ができるかどうかを調べる。

6. 附則

6. 1 この細目は、令和7年1月15日から施行する。

6. 2 平成26年5月1日に制定した事業の区分「抵抗体温計（抵抗体温計を製造する事業）」に係る指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）に基づく品質管理の方法の細目は、令和7年1月14日限りで廃止する。

6. 3 計量法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年経済産業省令第62号）附則第2条の適用を受け計量法（平成4年法律第51号）第76条第1項、第81条第1項又は第89条第1項の承認（以下「型式の承認」という。）を受けた型式及び令和7年1月1日前に型式の承認の申請をして令和7年1月1日以降に当該型式の承認を受けた型式に属する特定計量器に係る品質管理の方法の基準の細目については、令和7年3月31日までは、なお従前の例による。